

「知財総合支援窓口運營業務」仕様書に対する
ご質問とその回答について

「知財総合支援窓口運營業務」仕様書について、平成29年12月18日(月)までに寄せられた質問のうち、企画提案書及び見積書を作成する上で、質問内容と回答を公表することが必要とされる項目を、以下のとおりお知らせいたします。

質問内容	回答
仕様書4頁、②提案可能事項、イ相談対応者の雇用・配置に、「平成29年度11月時点の各都道府県における相談対応者の数を別紙4に示すので、提案にあたっては、これにさらに1名を加えた数を目処とすること。」とあるが、必ず1名増やさなければいけないのか(例えば、非常勤で勤務している者を常勤に変更する対応でも良いか)。	可能な限り、別紙4にお示しする平成29年度11月時点の相談対応者の数に常勤職員1名以上を加えた数をご提案ください。ただし、非常勤職員複数名を雇用し、常勤職員1名分の増加としてご提案いただくことは可能です(例えば、非常勤職員A、2.5日/週勤務、非常勤職員B2.5日/週勤務でご提案いただくことも可能です)。
仕様書5頁、ニ配置専門家の配置回数の増及び配置専門家との連携会議開催に、「弁理士の配置は月8回程度まで、弁護士の配置を月2回程度まで行うことができる。」とあるが、仕様書4頁の記載同様に、INPITが提示する配置専門家を活用しなければいけないのか。	必須事項の回数(弁理士は月4回、弁護士は月1回)以上に配置専門家を配置する場合、請負者が任意で専門家を人選することや機能強化事業者に登録された派遣専門家を活用することが可能です。なお、必須事項の回数以上に配置専門家を活用する場合、本業務は請負契約であるため相談案件が無い場合でもキャンセルをすることはできません。そのような場合は、当該配置専門家から、窓口が支援に取り組んでいる案件の支援に関するコメントや意見をもらうなど、窓口のサービス水準の向上に資する活動に活用していただくこととなります。

仕様書8頁、「機能強化事業者が提供する、機密性の高い情報が蓄積された窓口管理システムにのみ接続するためのインターネット回線(1回線)」とあるが、どのような回線を準備しておけば良いのか。

■窓口運営が【新規】事業者の場合

・下記ファイルに記載の回線種別、品目のうちいずれかをご準備ください。
別紙: 窓口機能強化事業者が提供する、機密性の高い情報が蓄積された窓口管理システムにのみ接続するためのインターネット回線について

・経費として、平成30年度(1年間)の同回線の敷設工事費用、月額使用料を計上してください。

※平成31年度より、新しい窓口管理システムに移行することを予定しており、そのシステムにアクセスするための回線はINPITが負担いたします。これにより、ご準備頂く回線は平成30年度の1年間のみ使用となりますため、2年契約等の複数年契約はしないよう、ご注意ください。

※現地事情により回線が敷設できない場合は、別途お問合せください。ご事情をお伺いしたうえで、適合する別のサービスをご案内させていただきます。

■窓口運営が【既存】事業者の場合

・現在の回線の契約を継続し、平成30年度分の経費を計上してください。
※平成31年度より、新しい窓口管理システムに移行することを予定しており、そのシステムにアクセスするための回線はINPITが負担いたします。これにより、ご準備頂く回線は平成30年度の1年間のみ使用となりますため、2年契約等の複数年契約はしないよう、ご注意ください。

・既設のため敷設工事費用はかかりません。

※ただし、設置場所が離れたり、階が変わる場合は、費用が発生することがありますため、別途お問合せください。

<p>仕様書10頁、ホ知的財産活用の重要性の理解増進及び窓口の広報に「一窓口の周知を図るため、「INPIT〇〇(都道府県名)知財総合支援窓口」と記載した看板を作成すること。様式は別紙9を参照すること。」とあるが、</p> <p>①複数枚作成することは可能か。</p> <p>②別紙9にある記載以外(例えば、知財総合支援窓口は〇階です)と記載することは可能か。</p>	<p>①業務上必要があれば複数枚作成いただくことは可能です(例えば、常設窓口用に1枚、臨時窓口用に1枚等)。</p> <p>②利用者にとって必要と思われる情報などであれば、記載することは可能です。</p>
<p>仕様書11頁、ii)その他に「なお、特段の理由の無い限り、有料の広告を利用した理解増進活動は認めない。」とあるが、ポスターやチラシの作成は可能か。</p>	<p>窓口の広報活動の一環として、ポスターやチラシを作成することは可能です。ただし、これらを掲示・配布する際に係る費用(配送料や折込手数料等)は上限を40万円(合算)とさせていただきます。</p>
<p>仕様書11頁、ii)その他に「地域の中小企業支援機関を幅広く集めて連携の在り方について検討を行う会議を開催すること①」とあるが、こちらを開催すれば、同頁、へ他の中小企業支援機関との連携等の「よろず支援拠点や商工会、商工会議所等などの他の中小企業支援機関との間で情報交換・連携活動の拡大を目的とした定期的な会合を開催すること②」を実施したことになるのか。</p>	<p>仕様書11頁にある(1)①へ の他の中小企業支援機関との連携等にある「定期的な会合」とは、連携を必要とする機関とは密に情報交換することを目的としており、仕様書11頁にある(1)② ii)のその他にある「連携の在り方について検討を行う会議」とは目的が異なるため、後者をもって前者に置き換えることはできません。</p> <p>なお、「定期的な会合」の具体的な参加者は請負者の判断で決定していただいておりますが、「連携の在り方について検討を行う会議」については経済産業局知的財産室やINPIT等も参加させていただくことをお願いすることがあります。</p>
<p>別添5の1頁、借料に「借室料、PC・什器類の借料、電話等の回線使用料の経費に計上できる。」とあるが、①増員した相談対応者分のPC・什器類の借料も計上して良いか。②相談対応者を増員することにより、電話回線やインターネット回線の移設の経費は計上可能か。</p>	<p>①は、計上可能です。</p> <p>②については、一般管理費にて対応いただくようお願いいたします。</p>

別添5の2頁、相談対応者の旅費に「相談対応者の訪問支援にかかる旅費は計上しないこと。」とあるが、その趣旨を教えてください。

相談対応者の業務として訪問支援をすることはできない、との趣旨ではありません(相談対応者についても、窓口利用者の要望により、訪問支援するケースが発生することは十分に考えられます)。ただし、これに要する旅費については、他業務で必要と見込まれる旅費も含めて契約額総額の範囲内で対応していただくこととなるので、契約書に添付する見積等においては計上しないでください。なお、臨時窓口等外部窓口に赴くための旅費は計上できます。

機能強化事業者が提供する、機密性の高い情報が蓄積された
窓口管理システムにのみ接続するためのインターネット回線について

プラン	エリア	回線種別	品目
with F+	NTT 東日本エリア	光	F+ファミリー-X (E), F+ファミリー-HX (E)、F+ファミリー-GX (E)
	NTT 西日本エリア	光	F+ファミリー-X (W), F+ファミリー-HX (W)、F+ファミリー-GX (W)
プランF	NTT 東日本	フレッツ・ADSL	1.5M, 8M, モア, モアⅡ24M, モアⅡ40M, モアⅢ47M
		Bフレッツ	ニューファミリー, ベーシック
		フレッツ 光ネクスト	ファミリー, ファミリー・ハイスピード, マンション(光配線方式, VDSL 方式, LAN 配線方式), マンション・ハイスピード(光配線方式) ファミリー・ギガライン, マンション・ギガライン(光配線方式)
		フレッツ 光ライト	ファミリー, マンション(光配線方式)
	NTT 西日本	フレッツ・ADSL	1.5M, 8M, モア, モア24, モア40, モアスペシャル
		フレッツ 光ネクスト	ファミリー, ファミリー・ハイスピード, マンション(ひかり配線方式, VDSL 方式, LAN 配線方式), マンション・ハイスピード(光配線方式) フレッツ光ネクスト, ファミリー・スーパーハイスピードタイプ隼、 マンション・スーパーハイスピードタイプ隼(ひかり配線方式)
		フレッツ 光ライト	ファミリー, マンション(ひかり配線方式)